

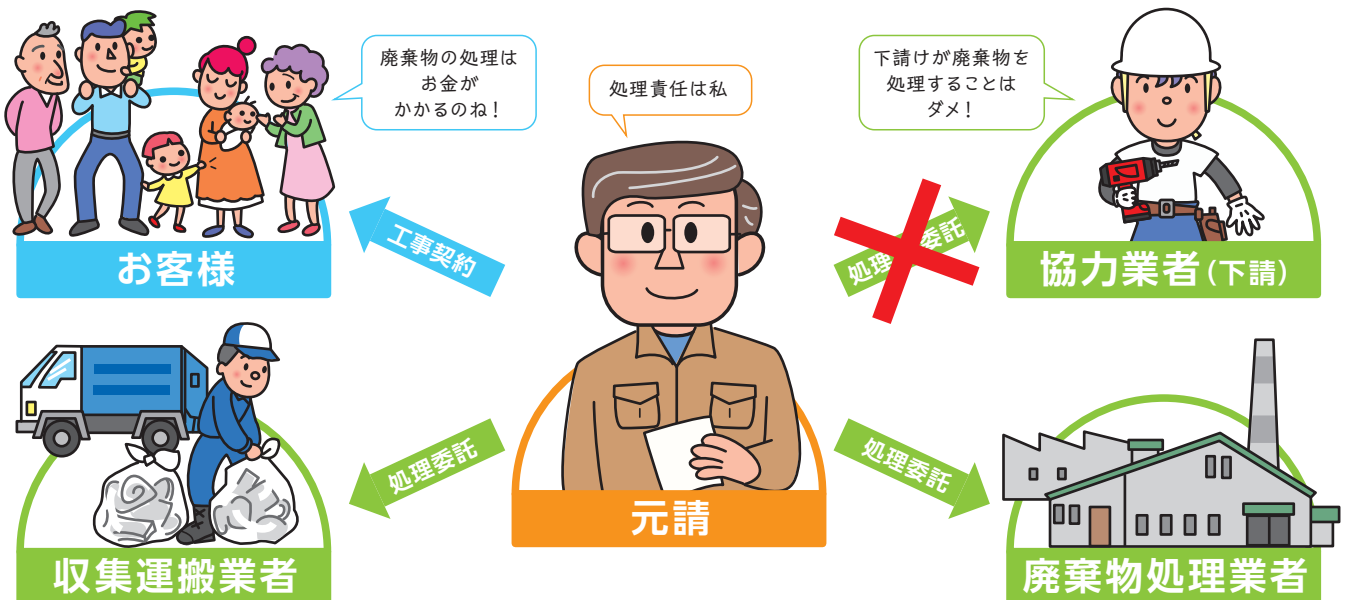
# キッチン・洗面・バスの 「取付・設置」から出る 産業廃棄物の処理について

## 新築やリフォーム等の建設工事に伴い生じる 廃棄物の処理責任は元請業者様です！

キッチン・洗面・バスの取付・設置で発生した産業廃棄物は  
元請が責任を持って処理しないといけません (2011年4月1日の廃棄物処理法改正)

建設工事に伴い生じる産業廃棄物は“元請”に処理責任があります。“元請”は自ら運搬するか  
「収集運搬業者」および「処分業者」と個別に直接契約し、廃棄物の処理を委託します。  
協力業者(下請)に運搬や処分をまかせることはできません。

- 元 請：発注者(お客様)と直接請負契約を取り交わし、最初にお金を受け取る業者のこと。
- 処 理：運搬～処分の最終確認まで責任をもって行うこと。
- 産業廃棄物：キッチン・洗面・バスの取付・設置の際に出る廃棄物も含む。

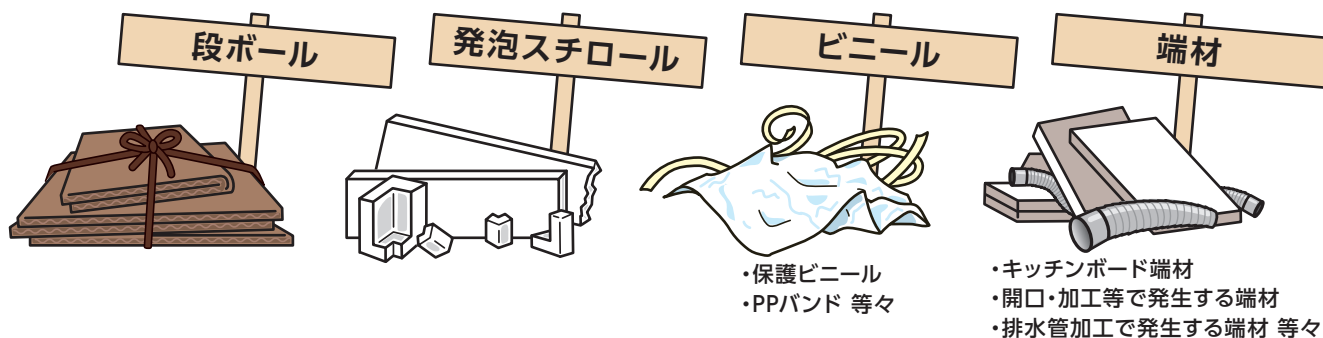


下請に処理させた場合は厳罰を受けることがあります！

●元請「委託基準違反」など / ●下請「無許可営業」など

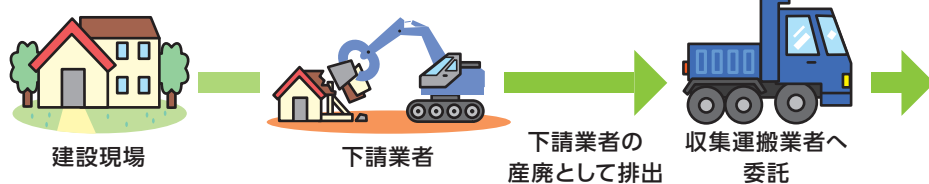
処罰は元請、下請の双方に対して5年以下の懲役  
または1千万円以下の罰金もしくはその両方を科する

# キッチン・洗面・バスの取付・設置で出る産業廃棄物は…？



## 建設廃棄物処理の違法事例

### 1 下請業者が直接排出事業者となる

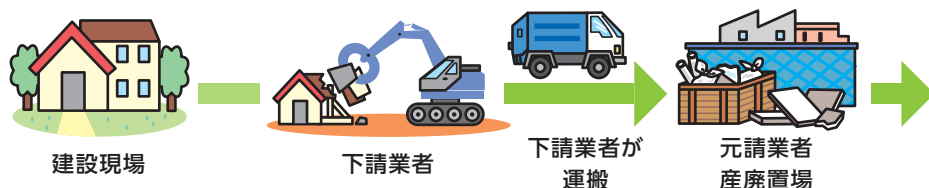


5年以下の懲役  
または1千万円以下の罰金  
もしくはその両方を科する

元請の委託基準違反

下請の無許可営業

### 2 下請業者が元請の産廃置場へ運搬



元請の委託基準違反

下請の無許可営業

## こんな場合はどうなるの？

Q キッチン・洗面・バスから出る産業廃棄物をメーカーや協力業者に持ち帰らせてもよいの？



A いけません。

キッチン・洗面・バスの取付・設置から出る産業廃棄物はメーカーや協力業者での回収や処理はできません。産業廃棄物の処理責任は、排出事業者(元請)にあります。元請が回収、処理をしなければいけません。

Q 産業廃棄物の収集運搬を近所の運送業者に頼んでもよいの？



A いけません。

産業廃棄物の運搬は許可を持った廃棄物収集運搬業者と契約し、運搬を委託しなければいけません。排出事業者(元請)が自ら運ぶことは可能です。(この場合は許可は不要)

Q 委託業者が違法行為をしたら、元請業者にも責任はあるの？



A あります。

産業廃棄物処理を委託した業者が不適正な処理や、不法投棄をした場合には、その業者が許可を持っていても、排出事業者である元請は、処罰を受ける場合があります。(懲役や罰金など)

## 産業廃棄物処理についての情報提供のご案内

産業廃棄物処理についての関連ホームページもご覧ください。

●環境省(建設工事等から生ずる廃棄物の適正処理について)  
<https://www.env.go.jp/hourei/11/000101.html>

●国土交通省(建設リサイクル推進施策 関係法令)  
[http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/index\\_0303law.htm](http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/index_0303law.htm)

【引用元】

一般社団法人 住宅リフォーム推進協議会 発行  
「リフォーム工事の廃棄物:正しい処理方法」より引用

【発行元】

キッチン・バス工業会 東京都港区芝大門1-4-9 大門ビル3F  
TEL.03-3436-6453 <https://www.kitchen-bath.jp/>